

# Local Leadership in the Kawasaki Region From Bakumatsu to Meiji

Neil L. Waters

## 解題

香川 雄一

本誌にはじめて英語論文の翻訳を発表するにあたって、その理由と意義を述べておきたい。

京浜歴史科学研究会は自由民権百年記念神奈川実行委員会を母体として発足している(1)。翻訳の原著が書かれた一九八一年は横浜で自由民権百年全国集會が開かれた年でもある。この一致は単なる偶然ではない。原著者のウォータース氏は一九七〇年代後半に來日し、川崎を中心とした現地調査において、神奈川県内の近代史研究者と交流を持っていた。本会の發会時には帰国されていたこともあり、残念ながら本会と直接の結びつきはなかった。ところが、ウォータース氏による近代の地域史に対する視角および既往の自由民権運動研究に対する批判的視点に関して、本会のこれまでの研究活動と共鳴するかのような類似性を感じ取ることができるのである。

二〇年以上前の、さらには外国人の日本史研究を紹介することに関して疑問をもつ方もおられるであろう。ウォータース氏の略歴と翻訳する原著論文の位置づけに関しては拙稿で解説した(2)。ここでは、京浜歴史科学研究会の研究活動とウォータース氏の研究方法の接点を見出すとともに、ごく最近のウォータース氏の研究関心を紹介することによって簡単な解題に代えさせていただきたい。

類似点は、まず地域史として対象地域を捉える場合に、歴史的慣性とも言うべき過去の社会構造を明らかにすること、対象地域周辺を含む地理的特徴を把握することである。地域史を調べる上で初步的な作業と見なされがちなことであるが、時代が異なると関心は薄れがちであるし、位置的な立地特性までは触れられないことも多

©The Journal of Japanese Studies 7-1 (1981) pp.53-83

い。川崎の近世から近代における地域の指導者の実態を明らかにした原著論文では、近世全体の社会経済情勢が述べられ、江戸や横浜などとの流通にも触れられている。京浜歴史科学研究会では、都市化した地域特有の歴史における断絶と継続の側面を意識しつつづけており、歴史を歩く会を通じて歴史資料の現場への踏査を怠っていない。さらに自由民権期の政治活動に終わらない民衆の実像にも両者は光をあてようとした。京浜歴史科学研究会の研究例会における議論ではそうした問題意識が共有されていた。願わくば、ウォータース氏の研究からも、こうした地域史の視角を読み取ってもらいたい。

ウォータース氏は最近、地域研究からグローバル化の下での国際研究(3)や日本の青年団活動(4)に関心をもっているようである。外国人として史料の読解力や調査環境の面での課題はあるかもしれないが、地域史を学ぶという共通の目的があれば、お互いの研究の理解や相互交流は可能になるであろう。そのためにこの翻訳を通じて、外国の日本研究者との結びつきを確保することができれば幸甚である。

## 解題注

- (1) 内田修道「京浜歴史科学研究会創立二〇周年記念論集発刊に際して」京浜歴史科学研究会編『近代京浜社会の形成』岩田書院、一〇四頁、二〇〇四年。
- (2) 香川雄一「ウォータースの川崎研究」同書、三〇五―三三三頁。

(3) Waters, N. L. 'Introduction', Waters, N. L. eds., "Beyond the area studies wars : toward a new international studies", Middlebury College Press, Published by University Press of New England, Hanover, 1-8頁、11000年。

(4) ニール・ウォーターズ (岡本尚史子・河西英通訳) 「地域史・国家史・世界史の架け橋としての青年会」河西英通、浪川健治、M・ウィリアム・ステイール編『ローカルヒストリーからグローバルヒストリーへ 多文化の歴史学と地域史』岩田書院、一五一〜一六三頁、二〇〇五年。

## ニール・ウォーターズ

### 幕末から明治にかけての川崎地域における地方指導者

訳者 香川 雄 一

幕末明治期は日本の一般人にとって、はるかに教科書の歴史以上のものがある。それは現代の日本が形成される上で厳しい試練であった。というのは現在の病理や成功の「根」がそこに含まれているからである。このことは東京にあるお気に入りの行きつけの場所、「チロリン村」と呼ばれる高円寺近くにあるとてもちっぽけな酒場において私にとって初めて明らかになった。その顧客は通常、日本の大多数である中流階級のなかでも下半分から成り立っている。労働者や会社員(サラリーマン)、そして小規模な経営者である。支払いが必要経費として処理されず、研究者はいないし、自分の意見を表明するのをためらう人もいない。私はこの場所で明治維新期についての熱心な議論が繰り返し噴出しているのを見てきた。これらの「平均的な」日本人にとって幕末明治期は情熱的な論争を生じさせるための力を存続させている。

チロリン村の顧客よりも分析的な日本の研究者は、同じような情

熱で幕末明治期のことを書いている。非常に頻繁に、彼らの努力は近代日本においてもっとも異議のあることを見つける要素の起源として、当時を見なそうとする欲望によって導かれる。日本のその時期に対する支配的な解釈はいまだにマルクス主義者によっている。マルクス主義的な歴史家にとって、近代の日本の歴史は失敗の歴史であった。社会主義革命を経ることの失敗、絶対主義と戦争を避けることの失敗、戦後の時期に「封建的な残滓」を絶滅させることの失敗である。この視点によると、近代という時代の失敗は富裕な地主と商人、そして士族の一部が「進歩的な」社会要素という代償によって絶対主義的国家を再生させるために結びついた、明治時代の初期に由来する。こうして現代の病理の多数に対する責任は明治の「絶対主義」という犯人の足取りにあると言いうる。その犠牲者と反対者が悲劇の英雄として描かれる。

他の研究者にとって幕末明治期は現代の病理を説明するだけでなく、現代の美德の欠如といわれるものをも与える。例えば、色川大吉は共同体の精神を、「草の根民主主義」、個人主義、中央集権への反抗、自給自足、そして彼が近代日本においてほとんど絶えてしまったと主張するその他の特質を証拠づけるために、江戸時代と明治時代の記録を発掘した。色川はこれらの美德が農民の間で豊富に存在していたのに、「上意下達」の近代化へと向こう見ずに突進する明治政府の指導によって犠牲者となってしまったことを宣言する。これらの価値の崩壊は災難を招いたが、現代の民衆(一般人)によるそれらの再採用によって悲惨な将来から日本を救うことができる。と断言する。色川や他の民衆史家にとって明治時代の悪者は、民衆の分権的な共産社会の感覚を犠牲にして中央集権的で都市指向の近代化の様式を促進した人々である(1)。

幕末明治期に同様な焦点を当てる日本人の一般人と研究者は、代わりには紛争の筋骨きを要望するような英雄と悪役の配役によって情熱を掻き立てる。もちろんそこに紛争は不足しない。戊辰戦争、西南戦争、そしてその他の全国的な紛争が日本の近代史のいかなる解

積をも支持するのに適切な英雄と悪者の一覧表を与える。しかしながら国家規模の紛争は例外を除いてほとんど農民が含まれない。英雄として、もしくは少なくとも絶望的な被害者としての民衆史家とマルクス主義者による農民の描写は、それゆえ地域規模の歴史研究に依存しなくてはならない(2)。地域紛争の研究は通常、暴力的な農民の反乱に注目し、幕末明治期は抑圧、絶望、不成功、そして専制政治へとという筋道であるというマルクス主義的な主張を補強してきた。地域の反乱は国民の美德の宝庫として、農民の民衆史的な描写として等しく有用である(3)。

不運にも暴力的な事件の歴史を持たない地域性の系統はたいいてい、研究調査から排除される。多くの日本の専門的歴史家は継続して都合の悪い事実を無視した。それは幕末から明治への変化を切り抜け、開国の混乱によつて刻まれたものよりもはるかに多く無傷であった地域性である。政治的な紛争なしに地域の歴史を編集することとは通常、ほとんどの他地域の居住者には出版が無視されている、居住者である一般人の歴史家に残されていた。その結果、明治の地方史における大衆的な日本人の知覚は、ほぼ全体的にしばしば記述される暴力に悩まされた秩父や加波山、三多摩地域のような例外によつて形作られてきた。日本の多くの専門的な歴史家によつて説明されていない仮説は、紛争がないところには地方の歴史がないということである。

日本の失敗よりも成功に興味を持つ人々が歴史的な忘却から日本の研究されていない地域を救おうとしているという仮説は信頼できる。そのような地域における暴力の欠如は、明治政府の政策による成功の証拠として引用されうる。例えば、「近代化学派」の研究者たちは地方の段階でその理由を求めようと期待した。日本の多くの場所では、幕末から明治にかけて幕府や明治政府に明白な反対をちらつかせずに経過している。

それにもかかわらず、これらの研究者のほとんどはまた、日本の彼らの研究においてそうした地域を無視している。ひとつの理由は

彼らの多くが国家レベルに焦点をあてるために地域を選んでいるからである。もしくは藩や県のレベルで、この頭でっかちの集中は特殊な地域性の詳細な描写に残された余地はほとんどない。藩より小さなどんな存在も一般的な用語でしか論じられないようである。例えば、村落の政治構造は時々あたかもそれらがすべての村と同じように扱われる。そのような幅広い一般性に基づいて地域レベルは特色がなく、つまらないように見える。それは通常まるで中央のポーン(チェスの駒)のように描かれる。

類似した描写は江戸と明治の庶民にもなされる。一般的に庶民は江戸時代に記された生産性や商品化、教育、そして社会的移動性の増加する階層の受益者として現れる。これらの発展は明治時代の偉大な政治、経済、社会の変化として彼らに準備させている。しかしながらこれらの変化において彼らの役割は本質的に受身として近代化学派の業績に受け入れられ、むしろ漠然としている。彼らは自分の運命に対してほとんど統制されない。彼らの利点は明治時代の指導者という主導権に喜んで従うという機能と新しい国家政治に統合されることである。

近代化学派による受動的な農民の解釈は詳細な地域調査を奨励しない。それは単に歴史の進歩者としての活動として歴史の人質としての環境を研究するために興奮するわけではない。暴力的な突発事件なしに幕末から明治時代を経過した地域は、それゆえマルクス主義者や民衆研究者と同様に近代主義者からも無視される。

本格的な研究から日本の地域という全体の大きさへの修史的な遮断は、幕末明治研究者の穴を構成する。日本の近代化というすべての解釈の程度において肯定論と否定論の両者は、批判的な幕末明治期の地域的な発展に向けられなければならない。研究者が注意深い精査から多くの地域性を排除するとき、イデオロギー的な理由であるにせよ、ないにせよ、疑いは彼らが立てた説明図式の全体的な正当性に与えられる。

暴動のない地域の将来的な研究は、それゆえ明治日本の確立した

考察に挑戦するかもしれない。しかしそのような研究の潜在的な価値は日本における草の根レベルでの近代化プロセスの初期段階について完全に示すよりも、さまざまな修史的な正説の束に被害を与えないかもしれない。徳川から明治にかけての変遷をとまなう大規模な政治、経済、行政の変化に対処する日本における相対的に穏やかな地域総体の大部分における民衆による対処は、そのプロセスを理解し、その費用を評価するために重大である。暴動を起こさない民衆は政府の変化に無関心なのだろうか。それらの暴力の欠如は変化の承認から起こるのだろうか。もしくは単に服従のために無感情になっっているのだろうか。彼らは外部の圧力のなすがままなのだろうか。もしくは彼らは地方レベルで影響を与える国家レベルで想像される政策の方法が影響するのだろうか。もし後者であればどんな方法を彼らが使うことができるのだろうか。われわれは歴史的主体として民衆を見なすことができるだろうか。

そのような質問への答えは出てくるまで長い時間がかかるだろう。彼らは日本における多くの地域の注意深い研究を要望するだろう。しかしながらもし川崎地域が完全に典型的だと考えられるならば、その答えは幕末明治期の日本におけるいかなる現在の「モデル」の非難も簡単に押し入ることができないだろう。

川崎地域は幕末明治期の間における政府の權威に対する反乱や事件、暴力的な対立を自慢できない。そして江戸時代の全期を通じて（將軍の直接の家臣である）旗本と一回だけ衝突したと主張できる。この紛争に対する顕著な欠如への地域的反応は一種の当惑であり、近隣の地域に対するねたみへの接近と結びつく。例えば三多摩地区の町田市は事件が多く、国家的関心を誘発してきた。周辺地域の地域歴史家は繰り返し私に川崎の研究を避けるようにと言った。「結局、何も起こらなかった。」

少なくともその点において川崎は幕末明治期の典型的な総体である。典型的なのは多くの二〇世紀における日本の都市のように、共有の灌漑システムや賦役義務、そして他の共通の関心を管理する重

層的な組織のネットワークをもち、江戸時代以来結びつけられた一連の合併した連合村の所産であるという川崎の事実である。そのような組織が他の地域の政治的展開においていかに重要であるかは推測の問題である。川崎においてそれらは重要である。

江戸時代における村落間組織のシステムは、本村の限界をはるかに越えて権力を拡張した地方民衆の指導者の集団を生じさせた。川崎地域においては徳川家の直接支配下にあり、これらの指導者は全体として地域の行政と幸福のために絶えず増加する責任の程度を議論していた。彼らは地方財政を管理し、地域を通じた商品経済の成長を誘導した。彼らは憤慨するというよりはむしろ感謝するという一般的な意見を持ち、正直に地域の農民というよりは親切な温情主義者と見なされた。江戸時代の間、彼らは外部の圧力の影響から地域を守ることを学び、明治時代によってこの素晴らしい芸術的能力を発展させてきた。彼らは住民が許容できるレベルの望まれない明治の改革による混乱した影響を軽減するように管理し、事実上、彼らはほぼ好きなように国家政策の地域的な表明を代えることができた。この小論の大部分は、いかにこれらの非凡な民衆がそのような権力を保持し、彼らの努力効果が幕末から明治にかけての変化においての地域版を持ったかに関して述べられる。

### 地方自治の開始—江戸期における垂直的行政

Journal of Japanese Studies の一巻においてダン・ヘンダーソン (Dan Henderson) は、徳川時代の村は半自律的な実態であったと記している。彼が主張するように、過度の負荷（法度）は税金が支払われる限り村民が内部の統治をさせるようにした<sup>(4)</sup>。川崎の場合には、それぞれの村落ばかりでなく、村落の集団や全体としての地域にも、同様の主張をすることができる。川崎は日本の江戸時代に、合法的な自治体はなかった。しかし、事実上の地方自治体のゆっくりとした出現は、明治時代への移り変わりを地方に明示するた

めの説明をするのに大いに役立つ。

「川崎地域」は、単に現在の川崎市の境界で囲まれた領域を示す。川崎市は北側を横浜に、南側を東京にはさまれている。北側から南部にかけては四・五キロメートルほどにすぎないが、多摩川の南部に沿って海から西へ二〇キロメートル以上ある。川（多摩川）の河口近くの東側の一部は平坦な沖積平野であり、現在は重工業の中心地になっている。地形は、西の方へ行くと丘になる。工業に適していない西側の部分は、今日ではおもに東京の近くの住宅地となっている。

これらの現在における境界線の中の村は、川崎市が存在するずっと以前から結びつけられていた。その地域は、江戸時代の間、八〇以上の村々を含んでいた、これらのうち川崎宿（宿場町）を含む六〇ヶ村は共通の灌漑システムと結びつき、残りのものは共通の賦役労働義務で結びついていた。江戸時代初期に幕府によってつくられた地域を通じた垂直的な行政組織により、村落間の結合の重要性が高められた(5)。

江戸時代が始まってから、川崎は徳川家に直接支配された。このことは、川崎の地域が入っている二つの行政地区を通じて、司法権を持つている幕府の行政官によって支配されていたことを意味した。西側を含む地域を稲毛領とし、また東側を含む地域を川崎領とした。

しかしながら、日本での土地所有制度はそう単純というわけではなかった。川崎地域で、稲毛領と川崎領がただ名目上の重要性しか持たず、その代わりに行政上の支配が村落レベルに焦点を合わせた。江戸時代初期には、現在の川崎市における境界の中にあたるのが、川崎領に一八、稲毛領に五二の村落であった。全体の地域の半分は代官の統治の支配下であった。それらは天領と称された。天領の狭間でいやおうなしに散らばった残りの村々はさまざまな旗本の支配下におかれた（それらは旗本領と称された）。徳川家の寺や靈廟である増上寺管理の支配下もあった（寺領と称された）。このように

江戸時代の初めから、川崎地域の村々は三つに分かれた領主の部門のうち少なくとも一つの領主に、時にはそれ以上の領主にも年貢を払った。

この制度は幕府が村の地位をしばしば変えたため、より一層複雑化した。一七一七年までに、旗本領の村の二分の一は天領に変化していた。旗本領、天領から、八つの村は寺領に再編成された。そして一二の村々が寺領と天領、または寺領と旗本領のような二つの支配者に仕えていた。川崎地域の二つの村々は実際に三つの領主すべてに属していた(6)。

その結果として、三つの色のついたチェスボード（盤）はいくつかのマス（街区）の一つの色からもう一つの色への動きをもたらし、確かにそれらはいくつかの色からなっていて、こうして一番よく表現することができる。これは江戸時代において、でたらめに収集し村々を集めるというよりも異なった地域の現れ方について、川崎地域の始まりを語るのには不可能である。実際、その反面も真実であり、権力の垂直的な複雑さは以上で述べたように気まぐれで任意の行動により、どんな一つの行動も隔離する行動によって地域の権力を増進させた。他の領主の利害関心を心配することなしに単独で行動できた地方領主はいない。例えば、一つの村に対する突然の増税は、地域規模の危機を引き起こしうる。なぜならば、影響を受けた村が、灌漑用水の公平な分け前より多く取ることを要求するか、地方の共同労働計画に人々を出すことを控えさせるようにしなければならぬかもしれないからである。もちろん、どちらの手段も他の村から租税収入を減少させるだろう。

幕府は領主間の紛争を避けることに関心を持った。そしてその結果、幕府は領主による明白に不公平なやり方があった場合に川崎の住民を支援した。そのようなひとつのケースが一六九三年に生じた。江戸時代に川崎地域で唯一、流血を含む事件が引き起こされた。その年に旗本の佐橋蔵之助は、突然、二二九石から三二九石へと久末村の年貢を増徴した。混乱は久末村と近隣の村々からなる一九人の

農民が、佐橋の家来によつて殺される結果となつた。幕府は増税を取り消すために佐橋に命令した。この出来事から五〇年以上もあとに久末地域の農民は、幕府の許可を得て一九人の名譽のため石碑を造つた。なぜ幕府が村の徴税を突然そして気まぐれに上げることが耐えられないということ、領主に記憶させることなしにこのことを許したのか想像するのは難しかった(7)。

行政の複雑さは異常か気まぐれな搾取から川崎の村々を孤立させただけでなく、水平の組織として村々にかんがりの権力を持たせることを保証した。地区内の垂直的な秩序という複雑な性質にもかかわらず、全体としてのその地域は経済的に独立して、その地域の繁栄は幕府によつて進展中の事業であつた。領主は土着の平民に大きく依存していたが、實際安定させることができなかつたことは、驚くべきことではない。

### 村落間組織の発展—組合

三つの共通する要素が、稲毛領と川崎領の村々を識別できる地域の全体として結びつけた。川と、川から導かれ広がつた灌漑のネットワークがある。道路は村落間の情報伝達を容易にし、賦役労働に重い義務を課した。江戸に近接していることは、地域居住者にとつて、実質上、商売の機会を与えた。最初の二つは地域規模に規定されたまとまり(組合)を生じさせた。もう一つは驚くべきほどの多様性と適応性を生み出した。三つすべては川崎を明治時代に穏やかに転換させることを容易にさせた。

もっとも重要な地域の画定は灌漑システムだつた。そしてそれは稲毛川崎二ヶ領用水として一六一一年の建設以来、知られている。それは代官である小泉次大夫の監督の下、家康の命令で作られた。一七一七年に、その時の川崎地域にあつた六〇ヶ村以上の水路を開いて、そして二、〇〇七ヘクタールの土地が水田に置き換えられた。それは江戸時代の川崎地域において、単一ではもっとも大きな経済

上の変化を証明している(8)。

このシステム建設の起動力は上記のことからきている、しかし労働者の維持・配分はその後、村自身に残された。幕府は農民たちの生産力に興味を持ち、それと同時に農民たちをシステムに沿つて労働者の分配や正当に水を配当することで村々を公平にし、闘争を最小限にするように努めた。こうして小泉は一六一六年に稲毛川崎二ヶ領用水組合を設立した。彼は村の上層の階級から指導者を任命し、彼ら指導者に対して書いた指導原理を示し、農民の協力(農民の協同組合)という表題をつけた。ひとたび確立された組合は、自動調整され自動的に永続された。繰り返された再編成にもかかわらず、それは昭和期までも十分に存在し続けた(9)。江戸時代から昭和初期まで、そのメンバーは、誰が川崎地域で實際の権力を握つたかの一つの指標となつた。

二ヶ領用水組合は、極めて効率よく維持および水配分の問題に対処し、上からの干渉がほとんどなかつた。それは六〇ヶ村の代表者を含み、村の指導者によつて選ばれた数人のメンバーによつてリードされた。その指導者たちは、多くのより小さな灌漑組合から成る階級集団の頂点にあり、一九の村落が三つに分かれていて同じ用水の支流を分け合っている。この構造はいかなる不一致にも非公式な解決を誘い出すように二、三の村々から地域全体へ連動していた。

組合のリーダーシップの権威は、かつて一度だけ深刻な問題に直面した。一八二一年の干ばつの時、二ヶ領組合の代表者であつた指導者の七右衛門は、久地の水門を止めることで川崎領のすべてに配分される水の量を減らした。彼の行動は、久地の水門より下流の二〇の村に極端な水不足を引き起こした。怒つた農民は川崎領から急いで溝口へ行き、七右衛門の家を包圍して水の配分を要求した。この脅迫にもかかわらず誰も傷つけられなかつた。この事件は代官に伝えられる前に解決した。結局農民たちは自分たちで論争を扱いたいということ言うために、これをほのめかしたのかもしれない。両者の指導者を罰し、この農民らの指導者であつた大師河原の久

米七は、彼の村から二五マイル（約四〇キロメートル）以内に入ることを禁止され、七右衛門は溝の口から追放された<sup>(10)</sup>。

二つめに、地域規模の組合はその存在をより強い権力、というよりむしろ地方の努力によるものとした。その組合は東海道やそれ以外的主要街道の公的な宿場町付近に位置する村々に、幕府によって任される特別な荷物を扱う手段として生じた。川崎の村は一六二三年に公的な宿場町（宿）として布告された。その結果、全体の地域はつながった。その宿場町は馬の正確な数の維持、少なくとも、一つの陣、馬を扱う労働者、宿場町間での荷物の運搬、本街道の維持を必要とした。これに必要とされた多くの人的労働力は宿の近くの村々によって交替制の基本原理のもとで供給された。近くの村々は助郷という、逐語的に言うところの村の助けになるものによって示された。なぜならば、それらの機能は宿が宿場町の義務を支払うのを助けることであつたからである。

川崎地域の宿場や助郷システムはとても不十分だつた。宿から半日以内で歩いて行ける三八ヶ村は一六二二―二四年に助郷に指名された。川崎地域に残っているほとんどの村々は、助郷の指定から逃れた。しかし、それらは必要度が高いときには労働力を提供するよう要求された。その状態は一七五〇年ぐらゐまで続いた。助郷は農業をするにあつて人手が足りなくさせた。またそれを満たすために選ばれた人々は、苦役による持分を超過して勤務させられて、それによる十分な給料をもらつていなかった。川崎宿の指導者は労働者の持分について自分自身が責任を負うべきであると考え、労働者に支払いをするため、宿を続けるために幕府から奨励金を受けた。江戸時代の初期に川崎宿と助郷の間で継続的に緊張があつた。宿の名主は辞職を明らかにした。江戸への通りに労働者が脱走し、幕府から宿には、よくある緊急事態に備え交付金が支払われた。一〇〇年以上にわたつて、助郷システムは誰にとつても満足できない方法になりつつゆっくり進んだ<sup>(11)</sup>。

状況を改善するために最初の地域の努力は、幕府の公金への依存

から宿を自由にすることに集中した。そのプロセスは、田中丘陽が義父から川崎宿名主の地位を受け継いだ時である一七〇七年に始まつた。彼は直ちに、関東郡代の伊奈半左衛門と連絡をとり、承認をとつて、幕府に長い訴状を書いた。請願書は、注意深く丁寧な言葉で問題を指摘していた。川崎地域の貧困および宿自体の荒廃した状態は、徳川家の名声に異議を唱えた。また、短期援助を与えるという幕府の寛大な行為にもかかわらず、永久の解決が見つけ出されなければならなかつた。彼の提案した解決策は二つあつた。一つめに彼は宿場を改装するために多額の補助金を要求した。二つめに彼は、多摩川の渡し舟の営業は、川崎宿を基礎にして管理権が直接扱われ、そして宿場町の運用費を支払うためにその利益を使おうと提案した。その請願は結果をもたらした。一七〇九年に川崎は、合計三、五〇〇両と渡し舟の公務の許可を得た。後者の企画は、最初の一年で五六〇両を生じさせた。東海道の交通量の合計は増えつづけた。加えて、川崎の宿屋は、永久の営業許可を与えられ、彼らの存在は宿の活動を増した<sup>(12)</sup>。

経済の成り行きはすべてに関する収益だつた。幕府はもう宿場町を救済しなくてもよくなつた。宿自体は財政的に独立した。その資金の増加する流れは、助郷を儲かせて労働者により高い賃金を与えた。

宿と助郷の緊張は縮まつたが、それは取り除かれたわけではない。なぜなら宿の指導者（名主）は村の中にある労働の分割の割り当てを決定するためのただひとつの権利を保持していたからである。一七五八年にその責任は三九村の助郷組合（三八助郷と宿自体）に引き継がれ、三人の選出された指導者に決定された。この組織を通して、村々が集まり資金を投資して、代理の労働者を雇うことに関心をもつようになつた。組合はこうして実質的に揺らぎやすいと思われていたシステムを安定させることができた<sup>(13)</sup>。

三つめの組合の構造は重要な村（寄場）に基づいて一八二七年、幕府によって開始された。この構造は取りかえられなかつたが、む

しろ、既存の組合を踏襲していた。重要な村である溝口に四八、上小田中に一八、川崎宿に三八の村があった。それぞれ、組合に集まった。より小さい村は三、六の村でそれぞれの小さな組合をひとつにまとめた。そして、その代表者は三つの寄場組合それぞれの指導者から選んだ。このシステムは、地域の経済におけるある程度の強い支配をとる幕府によって負わされ続けてきたかもしれない。にもかかわらず、その実際的な衝撃はごくわずかなものだった。それは現存する組合と同じように認識された。川崎寄場組合は、助郷組合と同一視された。上小田中の村々はすでに灌漑組合と寺領の村々の組織と結びついていた。そして、溝口のほとんどの村々は、すでに灌漑組合として結びつけられていた。変化は名称のみであって、本質的なものではなかった<sup>(14)</sup>。

そこには他の川崎地域の組合も含め、しばらく緊急の組合と呼べるものも含めて、特有の問題は一時的に組織された。しかしながら一番重要なものは永久的な一つの問題であり、とくに二ヶ領用水と助郷の組合であった。それらは互いに権威者によって地域に合成されたネットワークの枠組みであり、地域においては地方の指導者の上昇されるような、村への忠誠心だけでなく、説得力の一方で能力によって人々を手なずけた。

そのような指導者の権威および有効性は一八三〇年代の天保飢饉において実証された。指導者自身のリーダーシップによって、おもな組合の指導者は川崎宿や主要中継拠点である溝口に集まった。彼らは、五石以上の収入のあるすべての農民と、少なくとも五両は税金を払っていた商人から、米と現金で借金を請け負うことを決定した。組合の指導者は、その運動を促進するために、自分の米の多くを寄付することによって手本を示した。さらに加えて、彼らはより長い期間の解決方法を幕府に請願した。彼らは、より高い金額を要求する幕府に認可されたイワシ卸売業者からではなく、それを準備した地方の商人から干鰯肥料を直接買う許可を求めて勝ち取った。こうして誰も川崎で餓死しなかった<sup>(15)</sup>。

## 地域経済の商品化

肥料を請願する場合には、川崎地域における経済の慣習に対する幕府の態度の特徴を強調する。幕府は、例え公式な幕府の政策違反を見て見ぬ振りをするということの意味したとしても、その権力が明らかに挑戦されない限りそれは妨げられなかった。そうした権利を請願しなかつと以前、稲毛川崎二ヶ領用水組合は、幕府の肥料販売の独占をしていた卸売業者を無視した。そして、彼らは地方の商人から直接肥料を買うようになった。だれもそれに反対しなかった。このことは、彼ら自身の飢饉のため困難な状況におかれていた公認の卸売業者が代官の前で、川崎の指導者たちが慣習的な実行の許可を認めるように強いられて脅されたすぐ後だった。幕府は以前のやり方であるという認識をするのではなく、その申し立てを認め、守られたことのない法定の制限を用いることによって名目を保った。

幕府の役所としての寛大さの理由は、本質的には現実的なものであった。幕府はこの地域の繁栄に関心を持った。東海道を加えた四つの街道を横切ることによって川崎地域には毎月何千という人々が訪れた。この地域の明らかな貧困というのは、徳川家の名声を明白に映し出していた。徳川の名声のいっそう重大な告発は、旅行者の必要性にしたがって川崎住民の無力さを伴うだろう。これは助郷からの賦役労働者をますます増やし、一方でサンダルや傘から酒・醤油・髪の毛・そして便所紙に至るまで、旅行者の必要物資を供給する十分な範囲にわたる多数の行商人を必要としていた。この地域は、公的な経済規制の範囲内ではサービスを供給できなかった。事実、暗黙のうちにすべて関係していることを認めた。一八〇四年までには、川崎地域に五五七八世帯が住み付くようになった。ほぼすべては、地方の商人の分類であった。大部分の収入は、江戸市場か旅行者に対して必要とされた農業生産物の直接販売から生じた<sup>(16)</sup>。

徳川時代の後半が経済成長によって示されたという主張を議論す



る学者は今日ではほとんどいないだろう。それにも関わらず、川崎地域の広がり多様性は驚くべき面を抱えているかもしれない。その広がり助郷の状態によって示される。東海道の交通量の増加と同じように、労働義務は江戸時代の後半の間はほぼ指数関数的に増加した。一七世紀前半の間は、彼らの米の生産は一〇〇石あたり二人の労働者を用意しなければならなかった。一七二五年になると、伝えられるところによれば一〇〇石あたり三〇〇〜四〇〇人という驚異的な数字に達した。そのような労働者は永住者ではなかった。彼らは「待機」していて、組合によって順番の予定を与えられていた。労働者の多くは代理、巡回する労働者である。しかし助郷は彼らに代価を支払わなければならなかった。これらの労働者の人たちの重要な一部が助郷に実際に住んだ場合、彼らに供給（食料）を与えるために地域の外から食物を購入しなければならなかったことは明白である（17）。

大量の資金を必要としたそれぞれの村において一八六六年に一〇〇石あたり一四八人の割合で労働力を提供するようになっていた。その年に第二次長州征伐で必要な装備を輸送するので、東海道の各宿場町は幕府から特別な注文を受けた。それらは、品川から大磯まで、川崎および七つの他の東海道の宿場町へ適用された。その注文とは、宿場町から三二キロメートル以内のすべての助郷から算定された米生産の一〇〇石あたり一四八人の割合で労働者が集められることを明示していた。川崎の助郷は、その年の五月までの三週間合計五三、三二二人の労働者を供給して、割り当てを満たした。その合計のうち、二五、八二二人は川崎宿の七・五マイル以内に位置する三八の助郷から来た。一八三四年以前の調査においては、一七、三〇三石としてこれらの村の米生産を評価していた。石によって労働者の数を分けることは、これらの村が一〇〇石あたり一四九人の労働者を提供したことを示す。その割合は、ほぼ正確に幕府によって命令された数になる。もし、私たちが江戸時代の後半に川崎の村々が年一回の年貢で平均五〇%を支払ったという事実を考慮する

ならば、村は在地で米を与えることができた人々の数を数回支援したことが明白になる。ただ単に実質的な一部でなかったにせよ、大量の地域的収入は米の耕作以外の源泉から来なくてはならなかった。これは川崎で、換金作物や農業雇用による無数の生産物の販売を意味していた（18）。

商業の事業の多くは地域的に有名な指導者たちによって積極的に始められた。例えば、しばしば二ヶ領用水組合の役員を務めた溝口一族は、一八〇〇年ごろに地域で初めての大規模な醤油工場を始めた。この工場には約五〇人の従業員が雇われていて、幕末時代から一年間で八五〇石の醤油が生産された。これは一八六八年より前にこの地域に設立されたなかで最初の一〇工場のうちに入る（19）。

おそらく、川崎地域に商業的な基盤をおくために、他の誰よりもいつそう多く働いた人物は池上幸豊という地元土地改良の専門家であった。一七六〇年代初期、彼は関東、とくに川崎地域がサトウキビの生産と精製に適していたことを確信した。彼に姓と帯刀を持つ権利を与えた幕府に、彼は琉球からさとうきびの苗を供給することに興味をもたせた。また、砂糖に関して一部分の税金を免除することを与えさせた。一七八〇年までには砂糖は川崎地域の二一の村や関東地方の他の部分に広がっていった。白砂糖は三三〇万ポンド、生の砂糖は八九〇万ポンドを産出した。こうして五〇万一九〇両という巨額な利益を得た。幸豊は砂糖の製造をやめなかった。しかし幕府の奨励で、彼は農業技術の巡回講師をするようになった。彼はプラム、洋梨、ぶどうや朝鮮人参の栽培、魚の養殖、絹織物、そして麦わらの敷物の製造でその地域の発展を助けた（20）。

他の地方的な産業は、質素な住民によって始められた。ある小さな地主は、川崎の中野島村で製紙事業を始めた。彼は近くの村々から自分の店を出すことができるような弟子を雇った。なたね油の工場は溝口の近くの村で一九世紀初期に設立された。彼らは自分たちでそれを所有し、小さな地主や小作人によって全体を経営した。サングダル、炭、花、麺類、雨具、ブラシ（はけ）およびインク、すべ

ては旅行者に直接売られた小規模な家内工業製品だった(21)。これらの商業活動による収入は江戸時代後期に川崎の住民の間で、反幕府の意見の不足についての説明を与えた。

## 幕府の崩壊における地方の結束

第二次長州征伐を援助するために一八六六年に幕府が強要した異例の労働徴用は、ほとんどの関東地方において空前の負担を強いた。それは、習慣の暗黙の限界をこえた米と資金の徴収をし、その結果、米の価格が上昇した。経済的な刺激および浸透した感覚に刺激され、社会の構造はばらばらになり、いわゆる世直し一揆は今の埼玉県であるところから外へと広がった。川崎地域では、異常な徴収が苦しさを引き起こしたが、暴力と反乱はなかった。

川崎地域の村の指導者たちは、内部の反乱によってよりも地域の外からの不満を持った農民による進入の可能性を心配していた。一八六六年の夏に、川崎領および六郷領の五三ヶ村からなる組合は、六〇人からなる地方の兵隊組織の許可、そして銃を兵隊に装備させる許可を幕府に請願した。その請願は、一部分以下に読める。

近頃ハ何となく人氣不穩、萬一此虛ニ乘シ無心下賤之愚民党を  
結終ニハ死生不全様成果候ハ実以不便歎ケ敷奉存候、既ニ当夏  
中秩父領貧民共徒党致シ人家打毀不容易乱妨および候へ共、差  
向防方手配不手配不行届御支配御向々様へ御注進之上御沙汰相  
待居候内ニハ、賊徒共自在横ニ行いたし、仮令御追討之御人数  
御繰出しニ相成候共、時刻押移り散乱致候歟、又ハ先々へ及し  
迹可申哉尋常之得物竹槍等を如何様多人数押出し候とも飛道具  
等用意無之候而ハ逆も其所之防方不相叶、左候逆鉄砲御免之場  
所猪鹿打之御貸筒ニ而平常稽古習得不能在候而ハ無詮之儀ニも  
可有之哉、乍恐当今非常稀之御時節宿在とも其所為警衛ケ所ニ  
農兵御取建被成下置候上ハ、農隙休日等ニ追々習熟練達罷在候

へハ惣体之人氣も自然と義勇ニ涉無頼放蕩悪者共徘徊不仕、無  
難二百姓相統仕偏ニ御撫育筋と御仁慈之程深難有相并可申奉存  
候間、不顧恐多此段奉申上候

武州荏原橋樹両郡五拾三ヶ村惣代左之名前之者一同奉申上候

その許可は聞き入れられた。横浜の地域のなかにおける外国人を含んだ潜在的な事件に直面するときの保護として、増加するための二回目の請願書が出されたが、一八六七年まで銃は届けられなかった(22)。

溝口地区の裕福な農民(豪農)は、彼らの仲間である、近くの川崎宿の指導に従った。彼らは日本式ライフルやピストルと同様、西洋の銃で十分に武装していた。しかし秩序を守り、反乱による破壊を避けようと努めたのは豪農だけではなかった。同じ夏の間中に、多摩川の渡し舟は農民の反乱が川崎地域に広がらないということを確信させるために収納されていた。溝口近くの農民は、この方法を維持することを選択した。その方法は、渡し舟の提供の(回復を阻止する)目的で騒ぎを引き起こした。幕府自体は、貧しい居住人ですさえ反乱よりも秩序を好むだろうということをあまりにも確信していた。そうして川崎地域のすべての住人、とくに体格の良い男性に竹やりの配分を認めた(23)。

川崎地域の歴史家たちは、時々彼らの地域の農民は世直し(世界を新しくする)の反乱には参加していないという困惑意識を表現している。歴史家は世直し運動を関東における初期の階級意識のきざしとして意識していた。すなわち革新的であると解釈していた。それとなく歴史家たちは、川崎の農民が自分の階級利益を認識することができず、川崎の農民は「遅れていた。」と主張している。多くの住民が自分の必要不可欠な米を育てることができないと彼らは論じる。一八六六年の異常な徴収の組み合わせによって、農民は自暴自棄になり、世直しおよび他の暴動への彼らの参加に結びつい

た(24)。

しかしながら、この見方は、江戸時代末期に川崎地域の有力な収入源であった商業活動という事実を無視している。小作人も地主も独占的に、生存のための土地や米に頼らなかつた。絶望的どころか、川崎地域の典型的な農民は、いくつかの彼らの土地を保持し、そして借地人としてより多くの土地で働いた。補足収入については、彼らは常に代用品として助郷の労働者の代理人として雇われた。彼らは時々このことをしていた。彼らはたいてい江戸や、東海道あるいは他の道路に沿った旅行者にとって、必要不可欠な物を提供することを目指した多くの「家内工業」のうちの一つとして売り出していた商業作物から余分に所得を稼いでいた。

江戸時代が終わりになつてきた頃、川崎地域の多くの住民は、いろいろな方法で生計を立てており、なおかつそうし続けると期待していた。彼ら自身が必要とする十分な米は増産できなかつたけれども、他の経済上の利益は保護されていた。その地方的な安定性への願望はほんやりとした階級的つながりを乗り越え、革命のための反乱へのいかなる可能性も弱くなつていった。

しかしながら、江戸時代の終わりに、川崎においてかなりの不満があつた。幕府への親しみがあつたにもかかわらず、川崎の居住者の間では、主として幕府は一般的に川崎地域の生活の現実的な問題を考慮するという事実をおきざりにしていたと認識されていた。この印象は一八六六年の異常な徴収と長州征伐の失敗、さらに幕府が官軍に敗れる一八六八年前半における物資と賦役徴収によつて変化した。

それにもかかわらず、徳川の支配規則のもとで川崎は整然としていて一般に成功し、その地方は当然行政的に管理され、規則的な風習を保つた。川崎の住民たちは徳川が崩壊する不安の見通しに直面したが大騒ぎにはならなかつた。経済の多様性と力強い地域のリーダーシップは明治への過渡期におけるより不快な状況に対して驚くほどに効果的である防御方法であつたと証明されるだろう。

## 明治初期の地方行政

明治維新軍と川崎地域の最初の遭遇は、有望なものではなかつた。一八六八年一月に幕府は総退却で川崎を通り、江戸への道で米と食料を充当した。翌月、帝国軍の先発守備隊として尾張藩の七八二人からなる分遣隊の軍勢が追跡して到着した。醤油製造業者の上田忠一郎を含む溝口の数人の豪農は軍隊を家に宿泊させた。尾張からの他の帝国軍と同様に、備前と肥後からも到着し、川崎宿と川を挟んだ丸子を占領した。彼らの滞在は居住者たちにとつてまったくおもしろいものではなかつた。三月に、丸子の渡しに近いところにある村々から二人の目立つた指導者である小杉の安藤久右衛門と綱島の井田助大夫が上丸子に召集された。そして、彼らに幕府が帝国軍のどちらを援助するかを厳しく追求された。疑う余地なく彼らは、尋問者側に味方することを繰り返した。通常、川崎地域の豪農たちの反応は、駐留している軍のどちらが勝ち残るか、貴重品を隠して、その争いの結果を待ち構えていた(25)。

幕府支配の最後の二年間は追加課税によりもうすでに傷んでいた。川崎地域の居住者は占領している帝国軍による新しい負担要求への準備が難しかった。一八六八年に助郷村落の代表者たちは川崎宿に集まつて、一〇〇石ごとに現金で三両、そして見積られた米の生産高のうち、三貫の増税を課すことが話された。その収入は、占領軍を支援するために使われた。この査定額を集配する責任は、市場村の指導者であり、一八六六年からは助郷組合の代表者でもあつた添田七郎右衛門に与えられた。添田は割り当てを満たすために、個人的な資金を寄付することによつてすぐに供給金を提出した。彼はそれにもかかわらず帝国軍によつて逮捕され、尋問された。彼の履歴は逮捕の事実について説明していないが、彼が幕府に対し銃を要求する請願書の連名者であつたという事実が、たぶん要因だつたのだろう(26)。

七郎右衛門は釈放された後の一八六八年の七月に、姓と帯刀を持

つ権利を得た。それは川崎にいた帝国軍の付与によるものであり、彼の勤勉さは功績として認められた。翌年、彼は川崎宿の管理人（取締役）になった。四年後、彼は川崎地域の東半分のすべてを含んでいた、神奈川県の第四大区の役場において区長の地位を命じられた。その時、彼の名前を添田知通に変えた。彼は神奈川県全体の税務署の署長という地位を一八八四年に得るところまで県の役職を続けていた。川崎のどんな他の住民のなかでも添田知通ほど高く昇進した人はいなかった。また、そのような者で明治政府によって実際に逮捕された人はいなかった。刑務所に入るような容疑者から地域や県の役人として委任されるようになるという添田の幸運な突然の変化は、維新後の初期における明治政府の混乱していて気まぐれにみえる特徴を個人レベルで反映している(27)。

行政の変化を通して地方の支配力を得ようとする新政府による初期の取り組みは、信頼を与えることが全然できなかった。明治時代の初めの一〇年間、中央政府は地方行政の構造を扱うなんでも屋のように見えた。旧領主は廃止され、彼らの地位は県の役人たちによって奪取された。村の役人たちの名称は繰り返し変えられ、彼らの任務も再定義された。村々は、地域のなかで合併された。そして、それらの個々の利害関心は地方指導者の意志に支配されていた。その地方行政組織が解散された後、村々は法律上の地位を取り戻した。川崎の居住者は事実を無視して、紙面上で行政の再建に従うのことも簡単であると思つた。

中央政府の指定伝達者と指定執行人は、神奈川県の知事だった(神奈川県は一八六八年の三月に置かれた)。外国人に対処するため一八五九年に設立された幕府の行政的な管理部門である神奈川奉行所を帝国軍が差し押さえたとき、そこは神奈川府と呼ばれる管轄区域を持った横浜裁判所に改名された。後に川崎地域に含まれる範囲は(条約によって外国人に対しても開放された地域である)神奈川から四〇キロメートル以内の武蔵国として定義された。九月に神奈川県として再画定され、県全体は一八七三年までに繰り返し拡大さ

れた(28)。

これを境にして急速な変化に伴い頻繁に知事が交替した。一八七三年、大江卓は新しい五番目の知事となり、この地域特有の問題の関連よりも外国業務経験がある者として選出された。その結果、大江知事にとつての地方行政の困難は、県当局に対する覚書によって記述された。

#### 告神奈川県各官書

卓嘗て府県府縣ノ状ヲ察スルニ其制甚タ広ク其事極メテ多シ蓋シ事務ニ大小難易ノ別アリト雖モ其実諸省ノ事務ヲ兼摂スルモノニ似タリ而シテ本県ノ如キハ内外人民輻輳ノ衝ニ当リ事務ノ繁多ナルコト諸ノ髣髴スル所ニアラス故ニ其事或ハ県治条例ニ因リ難キモノアリ此ニ於テ

#### (中略)

庁中各課ヲ分ツト雖トモ其事務ノ他課ニ関渉スルモノニ至テハ相共ニ論議シ尽シ他課タルヲ以テ不問ニ付スルコトナク当否ヲ決定シ嫌疑ヲ去テ之ヲ担任シ卓ヲシテ罪ヲ上下ニ獲セシムルコトナカランコトヲ是卓ノ切ニ諸員ニ望ム所ナリ

#### (中略)

其要管下ノ人民ヲ保護シ專制束縛シテ其自由ノ權ヲ妨害スルコトナク以テ國家ノ公益ヲ計ルニアリ一事ヲ興シ一令ヲ下スモ常ニ此意ニ基カサレハ或ハ一時ノ挙ヲ快シテ百世ノ患ヲ遺シ或ハ姑息仁ニ流レテ偏頗ニ事ヲ処シ或ハ斗筭ノ利ヲ規リテ衆人ノ怨ヲ釀シ或ハ政府ノ權ヲ挾シテ庶民ノ權ヲ奪フ其甚シキニ至テハ官卒ニ屬スルモノヲ以テ民務ト為シ私事ニ屬スルモノヲ以テ公務ト為シ遂ニ上下ノ權義ヲ誤リ民心ノ方向ヲ失セシム夫是ノ如クハ朝廷ノ委托ニ辜負シ下ハ百姓ヲシテ文明ノ沢ヲ蒙ムラサラシムルニ至ル豈畏レサル可ケンヤ

#### (中略)

抑又政治ノ得失時勢ノ沿革等凡テ事跡ノ後來ニ伝ヘテ龜鑑トナ

県の段階での混乱は、地方の段階の多様性に結びついた。明治の初期、誰が新しい政府を代表しているのかと、どうやって国と連絡を取るのかということ、川崎地域に関する数々の疑問点であった。ある請願書は、八月に添田七郎右衛門と江戸時代中期の企業家であった池上幸豊の直系の子孫で池上新田の指導者である池上太郎左衛門によって書かれたものである。新政府は川崎地域が幕府に支配されていた晩年の失政の事実、とりわけ高い米税を徴用した助郷の村々の負担および埋立地の負担を修正することを要請した。川崎地域は制度的には神奈川県下の支配区域の下におかれていた。後者の実態は地方行政と噛み合っていなかった。だから、請願書は再び任命された知県事の古賀一平という元代官に送られた(30)。

同じ月のある時に、登戸村が厳しい水害を受けたので、その村の指導者は米税の減額を古賀に請願した。古賀は、村が減少した米の価格でその税の現金等価量を計算するように許可するという回答をだした。彼は、登戸の水害を自主的に調べた後、この許可書を作った。これは、公的な機関が地方問題に応じることを奨励する兆しとなった(31)。

しかしながら四ヶ月後、知県事の役所は廃止され、川崎は神奈川県裁判所の管理下に置かれた。一月一日、登戸の指導者は古賀に対して困惑した質問をした。

今般神奈川県裁判所より村々の諸上納物と諸願・諸届などすべてこちらで取り扱うようになったので裁判所まで出頭せよ、という達がきたが、今年の暮までに知県事の役所へ年貢を納めなければ差し支えがあると思うがどう取り計らうべきか(32)

かつて、これほど困惑した指導者が回答を受け取った記録はないし、古賀に対する指導者の同意が、裁判所で受け取られたかどうか

も認識できない。

一八六八年のもつれた行政状態は、およそ二年の継続する時間として空白期間となった。その間に、日常生活における新政府の実際の影響は最小限になった。年貢は徳川体制の下にあったのと同じ方法で、そしてほぼ同じ割合において集められた。大きな違いは江戸の代官や旗本ではなく、横浜の県事務所が年貢を支払われたということである。政府の役人との接触は寄場組合に指導者によってかつと同様に行われていた(33)。

明治政府が本格的に地方行政を標準化し合理化し始めた一八七一年に、この空白期間は終わった。その第一歩は人口分布および家族関係を確定するため、また戊辰戦争の結果、世帯記録によって確認できなかった多くの浮浪者を把握するため、そしてさらなる改革への統計を用意するために人口調査が実施された。

この人口調査は、川崎地域にはほとんど不安をもたらさなかった。なぜならそれは公文書によって進められ、県庁の役人たちは地方の指導者たちによって確立した協力を得ることができたからである。この人口調査は家族記録の地区(戸籍区)を作るために江戸時代の家族の記録を寺に置くのは断念させることを必要とした。戸籍区は郡と呼ばれる行政上の単位から設定された。橋樹郡は川崎地域と現在には横浜市である部分が該当する。それは一四の戸籍区に分割された。そのうちの八つは川崎地域の内側にあったものだった。人口調査は各戸籍区のなかから選ばれた二人の調査員によって行われた(34)。

戸籍区をつくるという法律は、統計の役人たちが伝統的な村の指導者の働きを妨害しないようにということを確認に述べている。彼らの選択は問題なく進められた。各戸籍区で任命された村の指導者たちは、それぞれの場合により地域的に有名な指導者たちであったため、個別の番号によって役人として簡単に集められ、選ばれた。戸籍区の境界線は不適當のように見えたので、村の指導者はそれらの境界線を無視した。そして、より習慣的な協議会組織で集まった。

例えば川崎東部の助郷組合には三九人の代表者が集まった。そして、一つの会合で三つの戸籍区のための人口調査の役人を選んだ(35)。

しかしながらより介入的な変化がすぐに続いた。次の二年で、神奈川県の方行政制度は少なくとも紙面上では二度、再編成された。一八七二年五月に指導者(名主)や村の高齢者(年寄)の役職が公的に廃止され、さらに番組戸長と呼ばれる役所に置き換えられた。その番組は、村の小さな集団だった。番組戸長は、番組内の範囲で他の村々の仲間によって選ばれた村の指導者だった。なぜなら、彼らの村の数よりも番組の数が少ないからであった。多くの村の役職は、法律上の肩書きなしに取り残された。またその上、これは地域の指導者の組織とは少し違って作られた。村の役人たちは、事実上権力を行使し続け、そして地域の問題を考慮していた(36)。

溝口の重要な村がその例として選ばれる。番組戸長が以前からの有名な指導者でなかったとしたら、この地域の意志決定過程を作りかえられなかった。上田家は、しばしば灌漑組合に奉仕している目立った豪農であった。しかし、江戸時代の間には指導者としての役所は、けっして持たなかった。けれども、忠一郎の選挙は強引なものではなかった。つまりそれは、江戸時代初期から溝口の指導者として奉仕していたメンバーである鈴木家の保証と援助によるものであった。二組の家族は長期的な友人同士で、実際に今日までそのように残っている。もし、鈴木家が番組戸長の役職を得るすばらしい価値があると考えたならば、彼らはそのようにしただろう。代わりに彼らは、番組戸長の役職を課したかもしれない補足責任のない事実上の村の役職として機能していくことに満足していた。この権限で彼らは、忠一郎が彼の公的な権限のなかでなしうるすべての決定に参加し続けることができた(37)。

番組制度は地方行政の完全な再編成の設立への短命な準備段階の制度であった。一八七三〜七四年に制定された大きい区と小さい区の制度(大小区制度)である。神奈川県が二〇の大きい区(大区)に分けられ、そしてそれぞれが以前の番組の境界線とほぼ同じであ

る小さい区(小区)に細分された。川崎地域の大部分は二つの大区の境界線内に入った。東部が第四大区、西部が第五大区である。より大きな中心支配のもとに地方行政をおくために明治政府は大区の区長は知事によって任命され、選出するのではないということを表明した。大江卓知事は、もし選挙が許可されていたならおそらく選ばれていた二人を慎重に任命した。その二人とは、四番目の大区の添田知通と五番目の大区の鈴木直成であった。二人は、すでに川崎宿と溝口地域における二つのもっとも重要な村の組合の指導者、および代表者として地域の指導者として認められていた。したがって、彼らの任命は混乱を起こさなかった(38)。

しかしながら、大小区の組織の構造は厳しく行われていたが、もしかしたら小区の代表と個々の村々の間の問題が発生していたかもしれない。理論上は、知事から大区の代表者(大区長)たちに一連の命令がされ、小区の代表者たちに広められていた。それから、命令は直接小区の定住者に届けられ、法的に存在しない村の指導者は無視された。これは、川崎地域の伝統的な意志決定過程に背いた。ここで組合の代表者は意思決定の過程の前に村のメンバーすべての指導者に綿密に相談していた。小区長の階級は一般的に不必要で通常無視されることを意味していた。

大江知事によって、大区小区制度の法律の施行は地元のレベルにおいて行政の大混乱を導くかもしれないと認識されていた。したがって、彼は村の指導者たちに対して本来は大区長と小区長たちしか表面上認められていない会合に参加することを認めた。これは慣習的な相談が続いたことを意味した。大区長が最初に任命された後に、大江は村の役人によって選挙で選ばれた役所をつくった。そうすることによって、大江は再び小区の代表者を無視した。それは東京で企画された制度の形態を無視することでもあった(39)。

それほど実用的でない進め方は、神奈川県の新しい県知事の野村靖によって一八七六年に実証された。野村は県の権威の伝え方として地方の役所を作ることを決心した。一八七七年の一連の法令では、

彼が小区長の地位を任命して管理し、村の役所を完全に従属させるように指示した。その結果は行政官の悪夢のようだった。川崎地域

では、もっとも有能な多くの小区長、たとえば率直である井田文三が辞職した。それらの置き換えを見つめるのは大変困難だったので野村知事は結局、異動した(40)。

野村は何を忘れたのか無視したのか、またはやらなかったのか、政策実行や地域の強い忠誠心と地域の指導者の協力へと、政令に当てはめなければならなかった。彼の小区長の任命は習慣的な過程の協議におびやかされていた。文書は変化し、用語法も変わった、困った人は誰もいなかった。地元の影響力への構造変化の実質的な変化は許されなかった。

一八六八年から一八七八年間の神奈川県における地方行政は、国家水準で確定した戸籍制度、番組制度、そして大小区制度という三制度の方針に従った。それは、さまざまな資格や政治的な忠誠によって、物理的な境界がしばしば変更を経験していた地域に対する責任を持っていた、六人の異なる知事によって率いられていた。それは新しい役職を作った。すなわち、地域の区長や戸長であり、それらの名称や責任、地理的基盤はしばしば再定義を経験した。そして彼らは、さまざまな選挙の手段を変えたり、あるいは指定したりした。それでもなお、この混乱した一〇年の紙面上を通じてさえ、川崎地域の指導者は実際には変わらないまま残った。それは同じ人々によって支配されていた。細かく挙げると、市場村の添田家、溝口の上田家と鈴木家、長尾の井田家、池上新田の池上家、それらすべてが富の結合、個人の能力、そして江戸時代の組合での地位において、地域的な影響を保持していた。彼らの継続する影響は、明治の改革の地域的な実行でも不変の不安定さと、選択性の要素のある期間に安定した記録をもたらした。

## 国家改革の地域的修正

この選択は二つの例によって説明することができる。明治の教育改革と軍隊の徴兵制度である。一つめの教育改革はそれほど有力でないいくつかの村の指導者によって反対されたにもかかわらず、より多くの勢力のある地域の指導者たちによって熱心に支持された。第二の制度は、地域の利害と一致することがなかった。また、いかなる地域の指導者からも支持されず、長い間、妨害させられた。これら二つの改革の対照的な運命は、地域の指導者が果たした重大な役割を例証する。

日本は一八七三年に八の大学区に分けられ、それぞれは三二の中学区に含まれ、それらは順番にそれぞれ二一〇の小学区に分けられた。川崎地域は第八三小学区に含まれ、それは村に一つの割合で置かれた。政府は、元は地区それら自体ごとにひとつの小学校を作るつもりだった。地区自体に対する必要な財源を増加する責任として残した状態であった。計画はあまりにも野心的だった。しかしそれは完全には失敗しなかった。神奈川県では、県の統治機関が計画に対処するために任命した有名な地元の指導者および地区自身への資金を集める方法を見つけた(41)。

添田知義は父の知通のように明治時代に多くの公的な役人としての地位についていて、一八七六年に二二歳で第四大区の学校の監督者に任命された。彼は一八七二年に教育を公式化した政府の政策に基づいて、学校の建設と教師に給料を払うことを託された。彼の問題への対処の一例として、評判の高い家族の人々に学校制度という人気のない政策を守らせることがあった。

添田は最初に彼の地区が援助することができる数に学校の数を減らした。さらに彼は、川崎地域東部の裕福な人から自発的な査定によって必要な資金を増加して得るようにした。彼が使用した方法は容赦ない「強力な説得」であった。彼は彼の履歴書に書いている。

明治六年小学校令發布以來橘樹郡中本村近方第四大区内ハ一般二寺院ノ堂宇ヲ用ヒ仮校舍ニ充テ一時爰ニ生徒ヲ收容シ小学校ノ授業ヲ開始シ爾來年月ヲ経ルモ更ニ新校舍ノ設置ヲ見ス同九年八月余ニ本郡第四大区学区取締ヲ命セラレ

(中略)

爾來各町村吏員ニ対シ銳意専心校舍ノ新築必要ヲ勸諭シ管掌部内拾六小学校ノ内(潮田市場矢向小田南加瀬大嶋大師河原川崎小向)九校ヲ新築セシメ器具器械ノ新調設備ヲナサシメ之レニ要セシ經費其當時殆ント金壹萬円以上ヲ支出セシメ

(中略)

此問題ニ対シ未タ教育ノ主意ヲ解スルモノ少ナク苦情百出或ハ暴言ヲ咄キ暴行ノ挙ヲ出テントスル狀況アリ經費ノ支出ヲ拒ミシモ余ハ屈セス耐マス數回ノ紺湯漸ク之レカ実行を遂ケシハ一大難事ニシテ全ク熱心奔走尽力セシ結果ニ外ナラス

(中略)

教育ノ普及ヲ計リ稍々面目ヲ一新セシヲ以テ同拾壹年十月職ヲ辞セリ此勤務年期僅ニ貳ケ年ナリト雖モ勵行監督ノ任務ヲ尽シタル効ト後年自村学務委員兼務ノ功勞トニ依リ明治拾八年教育上ノ勤勞ノ賞トシテ玉篇老部図引具老組賞與セラレタリ(42)

知義の仕事は、地方の学校の会議や、村職員に任命されたり選ばれたりした顕著な豪農によって援助された。彼らは有志者と呼ばれ、川崎地域の名声および実質を含蓄していた。そして、彼ら自身は高度に教育され、多くが西洋の学習に興味をもっていた。それは、新しい小学校のカリキュラムを構成した。有志者の仲間のなかに入るということよりはより良い評判を持っている豪農にとって、社会性により考慮されるようになった。有志者は第四大区で十分に多かつたので、知義や彼の前任者である父の知通の両者は、有志者の階級から必要な大部分の資金を集めることを可能にした。そうすることによって、一般的な授業料への依存を避けることができ、したがってそ

のような一般的な評価は不満を軽減することができた(43)。

教育改革よりもかなり評判が低いのは徴兵令だった。実質的に支持する者はなく、一八八〇年代後半まで神奈川県では効果がなかった。一八七六年に業務が神奈川県に求められたが、その八二%は従事しないかまたは従事した後に逃げるかだった。これは徴兵令に数多くの法律の抜け道があるために可能であり、そして多くの徴兵回避のあからさまな事例でさえも、喜んでその支援をした地域の役人たちによって可能だった。

一八七三年に井田文三は川崎地域の西部にある橘樹郡の第二二区(長尾村と二一の連合している村)の区長だった。彼の共犯によって、彼の地区は専ら徴兵を避けていた。新たに編集された統計に基づくと、その地区から五三人が徴兵のために選出された。井田は軍事的な奉仕における不適切さを全員に伝えた。それは反徴兵の感情の激しさと、奉仕する六、七年の間、運営されるはずであった土地が頻繁な徴兵によって休閑のままになっていたという事実の両方が理由としてあった。家族を疲弊させ、村の生産力を落とすというこ

とに彼は関心をもっていた(44)。

しかし、井田による彼の地区の幸福に対する関心は、儒教の父親的温情主義の強い感覚から生じていた。彼の意見によれば、地方の役人は個人的に困難を取り除くことを試みて忠告することで、命令のマイナスの効果を最小限にすることを許可されただけでなく、上からの命令の執行に自分の判断を示す義務もあった(45)。

井田のそうした家父長的態度と責任に対する感覚は川崎地域の他の目立った豪農に反映していた。これは溝口の近くの土地にいた豪農たちが、松方デフレ政策の影響を緩和する方法を考えるために上田忠一郎の家で会合した一八八四年に明らかになった。小作農民から満額を即座に払わせたりすることによって自分たち自身の損失を削るよりむしろ、彼らは小作農民の使用料を減らし、すでに徴収した米で返させることを決めた。同じ年の八月に、大師河原のあたりの地域は猛烈な洪水によって被害を受けた。添田知義は県と国の政



府の両方に国の資金による救済資金を訴えた。救済資金よりも貧困をより多く除くために、苦しめられた地域において海苔養殖組合を作った(46)。

### 明治初期の経済上の適応

明治初期の行政と経済の変化における短期間の害をおよぼす影響から、川崎地域を守る地方指導者の能力は、なぜ川崎地域の幕末から明治の過渡期を暴力的な事件なしで切り抜けたのかを説明することを助ける。しかし彼らは初期の明治改革における地方の衝撃に対して鈍くなるだけで妨げられるのではなかった。もし地域経済がより彼らが産んだ改革や新しい状態に無防備であったならば、それらの努力は小さな結果しかもたらさなかつただろう。

しかしながら川崎地域の経済は、明治維新の前においてさえ大いに適応できた。そして、それはそれから先、以下のような状態になった。換金作物は副次的な雇用と農村工業の多く、とくに醤油、日本酒、菜種油、紙、そして木綿としてそれらは明治以前から重要性を持っていた。単純な副雇用さえ無視できなかつた。一八七二年には溝口だけで七万足の草履、八万本のほうき、二万足の木靴、一万五千本の傘、加えて、より有益な一六七〇ポンドの茶、三五バレルの香りのする髪油、そして一万バレルの醤油を生産した。村のなかで調査された一〇五家族のなかで、農業だけの収入を得ている家族は、ひとつもなかつた。すべての家族は副雇用か商業のひとつもしくは多くの形態に従事していた(47)。

地域に流入するそのような産業は現金で払われ続ける限り、明治維新の初期の経済崩壊は最低限にとどまった。一八七三年の地租改正でさえ、川崎の経済は多様であつたため主要な影響は少しであつた。この法律は古い年貢制を廃止し、その税金は現金化され、土地の地価を算定した場合として見積られた。それ以来、稲作をしない土地は田より低い価値として分類された。そして非農業資源や工業

活動に対する税金はとても低くなつた。地租は川崎地域にとつて経済的な脅威ではなかつた。そうして川崎地域は米の生産に関して他の地域により多くを依存し、そして商業的にはあまり適合しない地域になつた(48)。

現金の流動を抑制した変化は、より大きな結果をもたらし、迅速な適応を刺激した。一八七一年には六郷の多摩川上に橋が掛けられ、川崎宿から渡し舟の通行料を奪つた。翌年、川崎宿は正式な宿場町の地位を失つた。町全体は川崎駅として設計されるようになった。同時に川崎宿は助郷労働者に対して、かつてもつていたどんな要求も失つた。川崎駅はすぐに荒廃して、そして夜を過ごすために来た極めて少数の旅行者をひきつけていた。日本最初の鉄道は、横浜と品川をつなぐために一八七二年に作られ川崎にも停車場はあつたが、ほとんどの乗客には降りる理由がなかつた(49)。

川崎が必要としているものは人々だつた。一つの可能性のある源泉は大師河原近くの平間寺への多くの巡礼者だつた。川崎駅から約一マイルほどの距離があつたにもかかわらず、ほとんどの東京からの旅行者は以前の宿場町を迂回する道筋を好んで使つていた。誰からも期待された巡礼者は、地元でイヌノフン横丁と知られている。川崎の駅正面にあつた不愉快な歩道である三・六メートル幅の道に沿つて出発した。川崎の労働者である小川松五郎は、なんとかして旅をより楽しくしようとした。一八七一年に彼は川崎にある二つの宿屋の所有者から資本金の援助をせがみ、数人の人々を乗せることができ、雨から守る覆いによつて完成した新しい型の五台の人力車を作つた。これらは流行が証明されたと同時に、彼は質屋でさらにお金を借りることになつた。またそれはウォルト・デイズニーの保証も得るであろうとされるほど抜け目の無いものとされ、彼はアヒルの型をした人力車を作ることとなつた(50)。

車輪上のアヒルは川崎の鉄道駅から大師河原へいくための奇抜な方法を与え、大群衆のなかで人々を運んだ。小川の商売は繁栄した。彼は評判の悪いイヌノフン横丁を拡幅し、彼の商売を発展させた。

小川が募集した労働者は車を引き、だるま組として知られた協同組合に彼らを組織した。このグループは、ついに一六〇台の人力車を所有したいへん繁盛した。だるま組は六郷と大師河原の間を結び、新しい電力鉄道が開通する一八九九年まで続いた。

小川の企業は助郷の仕事に依存していたすべての労働者を吸収できなかった。東京または横浜の途中で貨物輸送を蓄えて、処理するために川崎駅が保管場所になった一八七三年に、他の労働者は仕事を発見することで雇用を確保した。貨物輸送の荷物が増大するにしたがって、倉庫は雇用の源としてより重要になった。小川の仕事にある本当の意味は旅行者を運ぶことである。そして大師河原における旅行者の必要性は、江戸時代の間、東海道を利用した旅行者とはほとんど変わらなかった。飲食店、喫茶店、工芸店そして地方の特産品商売店は、川崎駅の建物から古い宿場町へと道を連ねていた。そして大師河原への道に沿って続いた(51)。

鉄道が夜を過ごすどんな必要も削除したので川崎の宿屋は苦しんだ。しかしながら明らかに宿屋は売春に頼ることに夜夜の商売の損失を縮小した。明治初期の数年で川崎に売春についての情報がな一方で、それが現金収入の主な源だったことを示す一八七九—一八八九年の項目として県税の記録がある。一八八二年に橋樹郡の売春業から県によって合計一二、六五七円の税金が集められた。同じ年の橋樹郡からその土地の価格として、取り立てられた額の六〇%以上であった。川崎の宿屋は明らかに繁栄していた(52)。

## 要約と結論

川崎地域は目立たなく、そして一般にこの地は幕末・明治時代初期の期間のなかで、小作農の反乱が激しくなく、そして階級闘争の暗示がないと自慢げに言うことができるために、地域性の大部分が無視されていた。幕末から明治までの移り変わりは、主な史料編纂のモデルには一致しない。川崎の住民は、近代化学派の学者の手先

ではなかった。さらに、彼らはマルクス主義的な革命家、あるいは民衆の歴史家のいう初期の民主主義者ではなかった。川崎の住民たちは重大な変化の時代に、経済と政治のショックから川崎を著しく保護することができる地方指導者に、彼らの運命を任せることにより、大きな外傷なしで生き残ることができた。

さて、明治維新の前にこれらの指導者は、すでに彼らに地域全般、あるいはそのどんな部分にでも影響を与えている問題を扱うために、公式にも非公式的にも両方を含む複雑で水平的な結びつきを形成していた。彼らは組合のメンバーや村長として、地域の繁栄の保護者として、そして一般の住民の家父長主義的な警護役として行動するようになっていった。

したがって彼らは徴兵のように他のものを転覆させることに対して、学校建設のようなものに対しては活発にいくらか支持しながら、地方問題として明治改革を扱った。地方行政での望まれない改革は形式的に従い、そして事実を無視した。皮肉にも川崎での改革の全面的な成功は地方指導者たちによって経験された選別と修正のためだったかもしれない。もしも明治政府が地方の指導者を無視し、経済、行政、そして軍事的な改革を純粹な形式で普及させていたら、それは代わりに猛烈な反乱に遭遇したかもしれない。

地方の指導者たちによる国家水準の政策における地方の変化の過程は太平洋の両側の歴史学者たちによってほとんど完全に見落とされてきた。もし明治初期における地元の活動としてどんな意味でも典型的だとしても、まだそれは日本の近代化の理解にとつて重要なのである。いかなる場合においても、地方におけるレベルの変化をさらにもっと注意深く調査することなしでは、日本の学者たちは史料編纂の理論を支える不十分さに頼らなければならない。しかし素晴らしいではなく、進化的なこの過程は、その他の地域が活動的であったとしても私はさらに深く調査することがこれを明らかにするであろうと思う。それゆえ私はこの研究が幕末明治の歴史の基礎をさらに含めた企ての歩みに役立つことができることを望んでいる。

注

- (1) 色川大吉『新編 明治精神史』(東京・中央公論社、一九七五年)五三〇、五九七～五九八頁。Kano Masanao, "The Changing Concept of Modernization: From a Historian's Viewpoint," *Japan Quarterly* Vol. 22-1 (January-March 1976) 二八～三五頁。Carol Gluck, "The People in History: Recent Trends in Japanese Historiography," *Journal of Asian Studies* Vol. 38-1 (November, 1978) 二五～五〇頁。
- (2) 「地方」もしくは「地域」の区域で、私は庶民の世界という通常の限界として記された地理的実在に言及する。たいてい村よりは広く、「藩」や県よりも小さい。地理的に活動の接触を維持するために十分接近しており、経済的には相互の関心に対処できるような村落間結合を維持するために十分独立している村落の集合である。
- (3) 大石嘉一郎は、金原左門・大石嘉一郎・松永正三「自由民権運動と日本の近代」歴史公論二巻一号(一九七六年一月)二四頁、において、革命の傾向がある地域に排他的な焦点を当てることを批判した。
- (4) Dan Frenno Henderson, "Contracts' in Tokugawa Villages" *The Journal of Japanese Studies*, Vol. 1, No. 1 (1974), 六二頁。
- (5) 川崎市役所編『川崎市史』(東京・一九六八年)、一〇四～一〇九頁。以後「KSS」として引用。
- (6) 前掲。
- (7) 前掲、一二二～一二三頁。
- (8) 前掲、九四頁。
- (9) 山田蔵太郎『稻毛川崎二ヶ領普通水利組合』(川崎・一九三〇年)、一～五頁。
- (10) KSS、一四七～一四八頁。
- (11) 幕府からの助成金は『川崎市史 年表(川崎市史)の別冊』、二九～三三頁に記されている。
- (12) KSS、一一九～一二〇頁。
- (13) 川崎市役所『川崎市史 通史編』(川崎・一九三八年)、二一七～二一八頁。以降は「通史編」として引用。
- (14) KSS、一四六～一四七頁。
- (15) 通史編、四九三～五二二頁。天保の飢饉の間でさえ組合は飢餓を防いだだけでなく、肥料のために乾いた魚を使う余裕があったということは特記すべきである。乾いた魚の肥料はおいしくはないが食料にもなり、他の種類の肥料よりも高価であった。
- (16) KSS、一三八～一三九頁。川崎郷土研究会編『小倉村御霊屋領 岸家文書』(東京・一九七二年)、一四～一五頁。
- (17) 通史編、二〇五頁。
- (18) 前掲、二〇四～二一六、六九一～六九二頁。最初の引用は天保期における米生産の村評価による村であり、二つめは一八六六年の幕府による徴用の再録である。幕府は下助郷から残りの二七、五〇九人の労働者を得た。そこは川崎宿から五～八里のところの位置している村々である。天保期の米生産の計算は下助郷の全部ではないがほとんどを含んでいる。それらはより近い村々(上助郷)と同等の割合で石に対する労働者を示しているということが記入されている。
- (19) 林 述齋編『新編武蔵風土記稿』(一八二〇年の幕府調査の翻刻、東京・一九六九年)、第二巻、六四七～六四八頁。神奈川県企画調査部県史編集室編『上田正次日記』(横浜・一九七一年)、一三四頁。
- (20) 川崎市役所編『川崎市史 産業編』(川崎・一九三八年)、四二一～四二四、五二九～五三六頁。
- (21) KSS、一三八～一四〇頁。
- (22) 中原図書館研究会編『農兵隊関係資料』川崎関係資料集、

- 三(一九七四年三月)、六〇〇六一、七七〇七八頁。(訳注、添田家文書「農兵御取立之儀ニ付乍恐以書付奉願上候」より引用。)
- (23) 高津図書館研究会編『宗隆寺文書』、高津郷土資料集、六(一九六九年三月)、二二〇―二五頁。KSS、一五八頁。
- (24) 前掲、一四七頁。青木美智雄「農民のみた『ええじゃないか』」神奈川県史研究、二六(一九七四年二月)、三四―三九頁も参照。
- (25) 『上田正次日記』、二三六頁。KSS、一五九頁。
- (26) 添田知通・添田知義『添田家文書』、簿冊番号一九、第一部。(頁数なし。横浜にある神奈川県立図書館に資料群が保管されている。)『宗隆寺文書』、六、二二―二三頁。添田は溝口地区の三七ヶ村が反対したという事実にもかかわらず、一八六八年に徴税を上げること成功した。(訳注、横浜開港資料館において添田家文書は閲覧可能である。)
- (27) 『添田家文書』、簿冊番号一九、第一部。
- (28) 神奈川県議事事務局編『神奈川県会史』、第二卷(横浜・一九五三年)、八五―八五三頁。
- (29) 神奈川県企画調査部県史編集室編『神奈川県史 資料編』、第一卷(横浜・一九七四年)、五―六頁。(訳注、「事務章程制定に関する神奈川県権令大江卓の論告」より引用。)
- (30) KSS、一六〇頁。
- (31) 前掲、一六一頁。
- (32) 前掲の引用、一六二頁。
- (33) 伊藤好一「神奈川県における大区小区制度の施行過程」『駿台史学』第一七号(一九六五年)、六頁。『神奈川県史』、第一卷、五―七頁。
- (34) KSS、一六三頁。
- (35) 前掲、一六三―一六四頁。『神奈川県史』、第一卷、九頁。
- (36) 伊藤好一「神奈川県における…」、八頁。
- (37) 『上田日記』、二三六頁。一八八〇―一八八八年までを扱っている上田日記の内容は、公的な役所を開いているにもかかわらず上田家と鈴木家とのほとんど毎日の会合を明らかにしている。鈴木直成が溝口の戸長になったとき、いかなる帰結に対するどんな決定にも上田忠一郎と相談した。溝口の上田家の存命している当主である上田安右衛門によると、これらの相談は業務と娯楽の単なる結合であった。そして地域に影響を及ぼすかもしれないどんな問題をも通常は議論する、近隣の豪農による非公式な結合となるような日常仕事の一部を形成した。
- (38) KSS、一六五頁。
- (39) 前掲、一六六頁。
- (40) 小林孝男「自由民権運動と文芸について」県立新城高等学校(一九七四年)、三―四頁。『神奈川県史 資料編』、第一卷、一〇八―一〇四頁。
- (41) KSS、一九四―一九五頁。
- (42) 『添田家文書』、簿冊番号一九、第四部。(訳注、明治四拾五年杓月調 添田知義履歴 公共事業概略)より引用。
- (43) KSS、一九五―一九六頁。川崎市教育研究会『川崎教育史』、第二卷(東京・一九五八年)、四八―五六頁。
- (44) KSS、一七四―一七五頁。小林孝男「関口隆吉の派遣と神奈川県の動静」、『神奈川県史研究』(一九七一年二月)、二三―二五頁。
- (45) 井田文三「憲法は誰に任しこれを議定せしむべきや」(未出版の談話、神奈川県立図書館蔵)は十分に井田の家父長主義的な感情を例証している。彼は小区長の地位を辞任した一八七七年に「支配者に対して抗議して、統治者の野村に『神奈川県治論(神奈川県の統治について)』という名称の熱烈な手紙を書いた。神奈川県史資料、第一卷、一〇八―

一四頁を参照。

- (46) 『上田日記』、一〇三、一三四、一五九、一三九頁。『添田家文書』、簿冊番号一九、第四部。『神奈川県会史』、八三九〜八四二頁。

- (47) KSS、二〇八〜二一一頁。

- (48) 前掲、二〇六〜二〇八頁。『添田家文書』、簿冊番号一九、第一部。『神奈川県会史』第一卷、一五六〜一五八頁。添田によると新しい税のもつとも移り気な側面は、土地の価値によって決められる地租であった。いかなる不公平の暗示も混乱を惹き起こすことはなかった。このことは一年以上にわたる各村での継続的な相談によって避けられた。

- (49) 『神奈川県会史』、第二卷、七〇五〜七〇六頁。服部一馬「川崎方面の工業」(横浜・一九一六年)二頁。嶋村龍蔵「川崎における近代工業の生成と発展」神奈川史談、第一号(一九六〇年一〇月)、二四頁。

- (50) KSS、二三三頁。

- (51) 前掲。

- (52) 『神奈川県会史』、第二卷、八二二〜八二三、八二五、八四〇頁。  
(訳注、文献の引用において誤りと見なされる記述は適宜改めた。)

〔謝辞〕

原論文の訳出にあたって、原著者であるニール・ウォーターズ氏と初出掲載誌である Journal of Japanese Studies の Martha L. Wash 氏には、掲載の許可をいただき感謝いたします。とくにウォーターズ氏には直接お会いしてアドバイスを受け、版權の手続きを代行していただいただけでなく、翻訳の校閲を引き受けてくださいました。重ねてお礼申し上げます。

翻訳に際して、非常勤先である青山学院女子短期大学教養学科人文地理学演習の英書講読の授業を活用させていただきました。授業

に参加していただいた二〇三年度人文地理学演習二年生の大竹芽香さん・岡部真里さん・大澤舞さん・木村麻衣さん・斉藤由起子さん・助川奈津美さん・鈴木友子さん・高橋加奈さん・長岡エミさん・成野恵美子さん・舟元吾子さん・儘田夕里子さんには一年間、歴史地理的な英語論文の訳出を担当していただき、お世話になりました。

翻訳に関する一切の責任は訳者(香川)に帰するものであり、論旨の曲解や日本語の稚拙さはお許し願います。

『京浜歴科研年報』バックナンバー

『京浜歴科研年報』第一五号

(二〇〇二年一月二八日発行)

〈論 文〉

明治十二年のコレラ流行と神奈川県

市川智生

—「地方衛生会」設置問題を中心に—

関東の地租改正

奥田晴樹

〈研究ノート〉

『川崎警察署文書』にみる高等警察のあり方

伊東富昭